

約款

アイティネットワークス株式会社が運営するホスティングサービス「3bitweb Business Server」(以下、「当サービス」といいます)は、ホスティングサービスを、以下の通り定めます。

第1章(総則)

第1条(約款の適用)

1.当サービスはアイティネットワークス株式会社ホスティングサービス「3bitweb Business Server」契約約款(以下、「この約款」といいます)を定め、これによりホスティングサービスを提供します。

第2条(約款の変更)

1.当サービスは、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款に従うものとします。
2.変更について、抜本的変更と当社が判断した場合に限りホームページ及びE-mail等で、契約者に告知するものとします。

第3条(用語の定義)

1.「3bitweb Business Server」:独自ドメイン名を利用したホームページ及びE-Mailの運用を、当サービス内に設置する共用サーバにて提供するサービス。

第2章(利用契約の締結等)

第4条(契約申込の方法)

1.「3bitweb Business Server」利用契約をする場合には、必要事項を記入した当社所定の申込書を提出していただきます。

第5条(契約申込の承諾)

1.利用契約は、前条の「3bitweb Business Server」契約の申込に対し当サービスが承諾したときに成立します。但し、次の場合には、これを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- 1.申込書に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき。
- 2.申込者が「3bitweb Business Server」の利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- 3.申込者が第10条各号に該当するとき。
- 4.全各号に定めるほか、その利用契約の申込を承諾することが、技術上または当サービスの業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条(最低利用期間)

1.「3bitweb Business Server」の最低利用期間は、12ヶ月とします。

第3章(権利の譲渡および承継等)

第7条(権利の譲渡)

1.契約者は、「3bitweb Business Server」の契約者として受ける権利、またはその一部を、第三者に譲渡若しくは売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第8条(契約者の地位の承継)

1.相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、地位の承継をした者、合併後存続する法人及びその他の団体、もしくは合併により設立された法人及びその他の団体等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内に当サービスに変更の届出をするものとします。

2.前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

3.当サービスは、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第9条(契約者の氏名等変更の届出)

1.契約者は、その氏名(商号)または住所等に変更があったときは、すみやかにその旨を届け出ていただきます。
2.前項の届出があったときには、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第4章(利用停止および契約の解除)

第10条(利用停止)

1.契約者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当サービスは当該契約者に事前に何等通知または催告することなく、サービスの提供の停止及び契約者資格の取消をすることができるものとします。

- 1.利用契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- 2.当サービスの規約等に違反があった等の理由により、当サービスが提供するいずれかのサービスの利用を停止させられているか、または過去に契約者資格の取消処分を受けたことがある場合。
- 3.当サービスが提供するいずれかのサービスについて、その利用料金等その他の支払を怠っている場合、または過去に支払を怠ったことがある場合。
- 4.金融機関等により契約者の指定した預金口座の利用が停止させられた場合。
- 5.個人の契約者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である契約者について、その契約者の資産について差押や滞納処分を受けた場合。
- 6.法人の契約者について、破産、和議、会社更生手続、会社整理もしくは特別清算の申立の事由があった場合。
- 7.法人の契約者について、手形交換所の取引停止処分、もしくはその契約者の資産について差押や滞納処分を受けた場合。
- 8.個人の契約者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である契約者が未成年者で、「3BitWeb Business Server」利用契約申込時に保護者による記名押印がなされた同意書の提出がない場合。
- 9.個人の契約者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である契約者について、破産の申立があった場合、または準禁治産宣告もしくは禁治産宣告を受けた場合。
- 10.第12条各号に定める禁止行為を行った場合。
- 11.当サービスが別途に定めるその他の規約、規程等及びその他の法令・通達等に違反した場合。
- 12.その他、当サービスが契約者として不適当と判断した場合。

2.前項の場合、個人、法人及びその他の団体の契約者については、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金等、当サービスに対する債務の全額を当サービスの定める方法で一括して支払うものとし、当該支払いについては別紙料金表、及び第10条(但し第4項は除く)に基づいて行われるものとします。

3.前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の契約者が第1項に該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人または当該団体の代表者がその義務を負うものとします。

4.第2項の規定は、個人の契約者が未成年者である場合、「3bitweb Business Server」利用契約申込時に同意書に記名押印をした保護者がその義務を負うものとします。

5.第1項3)の場合、当サービスが加盟する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携する信用情報機関の加盟契約者が利用できるものとします。

6.第1項4)の場合、契約者は当サービスが加盟する信用情報機関に当該契約者の支払能力に関する情報提供・調査に同意するものとします。

第11条(退会手続)

1.契約者が退会する場合は、退会日(月の月末に限り)の1ヶ月前まで当サービスの定める方法で届出を提出していただきます。但し届出受領月後の月の末日が第6条の最低利用期間を経過していない場合は、第3項の規定が適用されるものとします。

2.前項但書に該当する契約者は、当サービスがその届出を受付けた日において利用しているサービスについて、第6条に定める最低利用期間の基本料金12ヶ月分を違約金として支払わなければならないものとします。

3.前項の最低利用期間の基本料金12ヶ月分とは、料金表に定める基本料金に(12ヶ月-入会後の経過利用月数)を乗じた金額とします。この場合、経過利用月数に1ヶ月に満たない月がある場合はその部分を切り上げるものとします。

4.契約者が第2項但書の規定に基づいて退会した場合は、違約金の支払が終了したか否かにかかわらず、当サービスが退会届を受付けた日をもって、当該サービスの提供を停止することができるものとします。

5.契約者の退会にともない、当サービスは既に受領した利用料金その他の債務の払い戻し等は一切行いません。

6.退会の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務(違約金を含む)の履行は料金表に基づいてなされるものとします。尚、料金表に定めのない事項については、契約者は当サービスの請求に従うものとします。

第12条(利用上の注意)

1.契約者は「3bitweb Business Server」を通じて、契約者が発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当サービスに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

2. 『3bitweb Business Server』の利用に関連して、第12条各号のいずれかに該当する行為により、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当サービスに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

3. 契約者は当サービスの求めに応じて、契約者自らの属性等、契約者に関する情報を当サービスに提供しなければならないものとします。

第13条(禁止事項)

1. 契約者は『3bitweb Business Server』の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 1. 他の契約者、第三者もしくは当サービスの工業所有権著作権等の知的所有権、及びその他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為。
 2. 他の契約者、第三者もしくは当サービスの財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 3. 他の契約者、第三者もしくは当サービスに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 4. 他の契約者もしくは第三者の個人情報を売買または譲受にあたる行為、またはそれらのおそれのある行為。
 5. 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為。
 6. 公序良俗に反する情報を他の契約者もしくは第三者に提供する行為。
 7. 未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受または掲載する行為、それらを助長する行為。また、以上のおそれのある行為。
 8. 法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを補助する行為。
 9. 事実反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 10. インターネット上で、他の契約者、第三者もしくは当サービスが入力した情報を不正に改竄する行為。
 11. 他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為。
 12. IPアドレス、アカウント、パスワード、及びドメイン名を不正に使用する行為。
 13. コンピューターウィルス等有害なプログラムを『3bitweb Business Server』を通じて、または『3bitweb Business Server』に関連して使用し、もしくは提供する行為。
 14. 『3bitweb Business Server』及びその他当サービスが提供するサービスの運営を妨げる行為。
 15. 当サービス、『3bitweb Business Server』及びその他当サービスが提供するサービスの信用・名誉等を傷つける行為。
 16. 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
 17. 契約者が『3bitweb Business Server』を利用して、当サービスの承諾なしに『3bitweb Business Server』と同様のサービス、あるいはその他インターネットに関連するサービスを第三者に提供あるいは再販売する行為。
 18. その他、当サービスが不適切と判断する行為。

第14条(IPアドレス、ID、パスワード及びドメイン名の管理責任)

1. 契約者は当サービスより一時的に付与されたIPアドレス、ID、パスワード、及び独自ドメイン名登録サービスにより割当てられたドメイン名について、管理責任を負うものとします。
2. 前項に定めるIPアドレス、ID、パスワード及びドメイン名の管理不十分、使用上の過誤、及びその他の理由により、当サービス、及び第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当サービスは一切責任を負いません。
3. 第1項に定めるIPアドレス、ID、パスワード及びドメイン名を忘れた場合もしくは盗用された場合は、速やかに当サービスに連絡するものとします。

第15条(情報の管理)

1. 当サービスは、『3bitweb Business Server』を利用して交わされる情報の消失等のトラブルに対する対策について最大限の努力をしますが、不慮の事故や障害によって消失等した情報に関して一切の責任を負わないものとします。
2. 契約者は、前項の内容を了承するものとし、消失等に備えた情報のバックアップ等の対策は契約者の責によるものとします。

第16条(情報の削除)

1. 当サービスは以下の場合、契約者に通知することなく、契約者の書き込んだ情報を削除することができるものとします。
 1. 書き込み内容が第12条各号に定める禁止行為に該当すると当サービスが判断した場合。
 2. 登録された情報が所定の容量を超過した場合。
 3. その他当サービスが情報の削除が必要と判断する場合。
2. 前項に関して、当サービスは情報の監視・削除義務を負うものではありません。当サービスが削除しなかったことにより契約者あるいは第三者が被った損害について、当サービスは一切責任を負わないものとします。

第17条(サービスの停止)

1. 当サービスは次に該当する場合には、当サービスの判断により契約者に事前に連絡することなく、『3bitweb Business Server』の運用の全部または一部を停止することができるものとします。
 1. 当サービスの設備の保守上、工事中、障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
 2. 事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する場合。
 3. 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
2. 当サービスは、前項の規定により『3bitweb Business Server』の提供を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条(当サービス設備の修理または復旧)

1. 『3bitweb Business Server』の利用中に契約者が当サービスの設備またはサービスに異常を発見したときは、契約者は契約者自身の設備等に故障がないことを確認の上、当サービスに修理または復旧の旨請求するものとします。
2. 当サービスの設備もしくはサービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを当サービスが知ったときは速やかにその設備を修理・復旧するものとします。

第19条(損害賠償)

1. 当サービスは、契約者に対して発生した全ての損害に対しいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
2. 契約者が第10条各号のいずれかに該当することにより、当サービスが損害を被った場合、当サービスが当該契約者の契約者資格の取消をしたか否かにかかわらず、当該契約者は当サービスに対して損害賠償の義務を負うものとします。
3. 前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の契約者が第10条各号に該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人または当該団体の代表者がその義務を負うものとします。
4. 第2項の規定は、個人の契約者が未成年である場合、『3bitweb Business Server』利用契約申込時に同意書に記名押印をした保護者がその義務を負うものとします。

第20条(免責事項)

1. 当サービスは『3bitweb Business Server』の内容、及び契約者が『3bitweb Business Server』を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 『3bitweb Business Server』の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、『3bitweb Business Server』を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他『3bitweb Business Server』に関連して発生した契約者の損害について、当サービスは『3bitweb Business Server』規約において定める事項以外は責任を負いません。

第21条(『3bitweb Business Server』の利用料金等)

各サービスの利用料金及びその計算方法・支払方法等は別途に定める料金表、及び当サービスのホームページ上の記載等に従うものとします。

第22条(準拠法)

規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条(協議)

『3bitweb Business Server』に関連して契約者と当サービスとの間で問題が生じた場合には、契約者と当サービスで誠意をもって協議するものとします。

(附則)

『3bitweb Business Server』契約約款は2002年10月1日から実施します。